経 済 産 業 省

２０２００４２７貿局第２号
輸出注意事項２０２０第１８号
輸入注意事項２０２０第８号
経済産業省貿易経済協力局

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領について」（令和元年８月１３日付け輸出注意事項２０１９第３６号・輸入注意事項２０１９第８０号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和２年５月１８日

経済産業省貿易経済協力局長　保坂　伸

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領について」等の一部改正について

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領について」（令和元年８月１３日付け輸出注意事項２０１９第３６号・輸入注意事項２０１９第８０号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附　則

この規程は、令和２年６月１日から施行する。

（別紙１）

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領について（令和元年８月１３日付け輸出注意事項２０１９第３６号・輸入注意事項２０１９第８０号）

改　正　後	現　　行
１包括承認の種類及び対象 （１）（略） （２）包括承認の対象 ①　（略） ②　輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和４１年通商産業省告示第１７０号。以下「輸入公表」という。）二の二の表の第２の１、三の７の（２）並びに８の（３）及び（４）に掲げる貨物（以下のイ、ロ及びハに掲げる貨物を除く。）の輸入であって、その船積地域が締約国等であるもののうち、外国特定科学施設から貨物が送付されるもの イ～ハ　（略） ２．～７．（略） ８．特定科学施設包括承認の更新申請手続 特定科学施設包括承認を受けた者は、当該承認の有効期限満了日の３か月前から当該有効期限満了日までの間に、次の書類を提出し、更新の申請を行うことができる（ただし更新の申請者が、届出通達に基づき更新の申請の日から過去３ヶ月以内に特定科学施設目録受理票の交付を受けており、特定科学施設として経済産業省のホームページにその施設名、住所及び連絡先が公表されている場合に限る。）。 経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該承認の有効期限の末日の翌日から起算して３年を超えない範囲内において特定科学施設包括承認を行う。 なお、新たな特定科学施設包括承認を受けるときは、原承認証を返還しなければならない。また、必要に応じて、その他の書類の提出や特定科学施設への立入検査の実施を求めることがある。 （１）～（３）（略）	１包括承認の種類及び対象 （１）（略） （２）包括承認の対象 ①　（略） ②　輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和４１年通商産業省告示第１７０号。以下「輸入公表」という。）二の二の表の第２の１、三の７の（３）並びに８の（２）及び（３）に掲げる貨物（以下のイ、ロ及びハに掲げる貨物を除く。）の輸入であって、その船積地域が締約国等であるもののうち、外国特定科学施設から貨物が送付されるもの イ～ハ　（略） ２．～７．（略） ８．特定科学施設包括承認の更新申請手続 特定科学施設包括承認を受けた者は、当該承認の有効期限満了日の３か月前から当該有効期限満了日までの間に、次の書類を提出し、更新の申請を行うことができる（ただし更新の申請者が、届出通達に基づき更新の申請の日から過去３ヶ月以内に特定科学施設目録受理票の交付を受けており、特定科学施設として経済産業省のホームページにその施設名、住所及び連絡先が公表されている場合に限る。）。 経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該承認の有効期限の末日の翌日から起算して３年を超えない範囲内において特定科学施設包括承認を行う。 なお、新たな特定科学施設包括承認を受けるときは、原承認証を返還しなければならない。また、必要に応じて、その他の種類の提出や特定科学施設への立入検査の実施を求めることがある。 （１）～（３）（略）

（別紙２）

「ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる鯨等の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる鯨等の取扱いについて（令和元年７月２６日付け輸出注意事項２０１９第３４号・輸入注意事項２０１９第７９号）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>
ワシントン条約（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」をいう。）附属書Ⅰに掲げるみんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨（北太平洋の個体群並びに東経０度から東経７０度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。）、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨は、附属書Ⅱに該当するものとして取り扱いますので、当該種の輸入については、輸入公表三の７又は三の８に規定する手続の対象となります。
また、輸入公表三の８に基づく通関時確認の対象となる「鯨及びその調製品」は、次の表に掲げるものとします。
<table>
<tr><th>貨物名</th><th>関税率表の番号等</th></tr>
<tr><td>ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる鯨（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨（北太平洋の個体群並びに東経０度から東経７０度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。）、ながす鯨及びまっこう鯨に限る。）及びその調製品</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
ワシントン条約（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」をいう。）附属書Ⅰに掲げるみんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨は、附属書Ⅱに該当するものとして取り扱います。
また、輸入公表三の８に基づく通関時確認の対象となる「鯨及びその調製品」は、次の表に掲げるものとします。
<table>
<tr><th>貨物名</th><th>関税率表の番号等</th></tr>
<tr><td>ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる鯨（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、ながす鯨及びまっこう鯨に限る。）及びその調製品</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>